

施行日は9月1日(水) ※一部除く

まちづくり条例の一部を改正しました

→まちづくり推進課(内459)

主な改正概要

■開発基本計画の届出対象(41条1項)

●国分寺崖線区域内で、第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域に該当する場合、墓地又はペット霊園の設置を除き、開発区域の面積が500(従前は300)㎡以上から届出対象としました

■公園整備協力金(70条3項)

●都市計画法に基づく開発行為を除き、開発区域の周辺に既存の公園が存在し、市長が適当と認めるときは、公園等の整備に代えて公園整備協力金を支払うことができるようにしました

■新設道路の基準(75条、76条)

●延長35m以下の行き止まり道路で転回広場を設置する場合は道路幅員4.5mを認めるなど、整備基準の一部を変更しました

道路の形態		改正前	改正後
行き止まり	延長35m以下	幅員5m以上	①幅員5m以上または ②幅員4.5m以上+転回広場
通り抜け	延長60m超～ 120m以下	幅員5.5m以上	幅員5m以上

■敷地面積の最低限度(78条)

●建築物の敷地面積の最低限度を変更しました

第1種低層住居専用地域の場合

改正前		改正後	
開発区域の面積	敷地面積	開発区域の面積	敷地面積
5,000㎡未満	125㎡	5,000㎡未満	115㎡
5,000㎡以上	135㎡	5,000㎡以上	125㎡

■報告要請(91条)・行為是正の勧告(94条)・公表(96条)

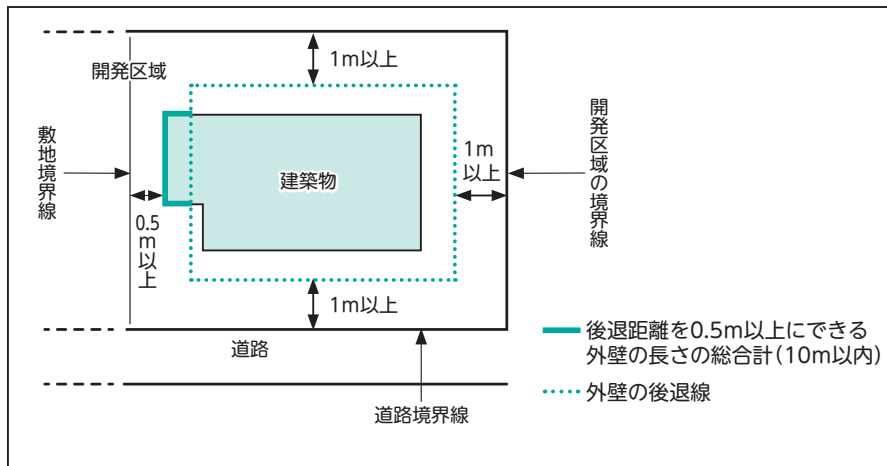
●行為の是正に関する勧告を規定するとともに、事業者のほか、代理人、設計者および工事施工者も対象となりました

■工事の中止等の勧告(93条)・是正命令(95条)・罰則(99条)

●事業者のほか、工事施工者も対象となりました

■外壁の後退距離(別表第3の2の項)

●住宅以外の建築物も含め、1m以上の外壁の後退距離を適用します。一方で、外壁の後退距離を0.5m以上にできる外壁等の長さの総合計を10(従前は3)m以内に変更しました



■敷地内の緑地等(別表第5)

●商業地域における緑地率および緑地・空地率の基準を変更しました

開発区域の面積	改正前		改正後	
	緑地・空地率	緑地率	緑地・空地率	緑地率
1,000㎡未満	15%以上	12%以上	9%以上	
1,000㎡以上 3,000㎡未満	20%以上	15%以上	14%以上	4%以上
3,000㎡以上	19%以上	12%以上	13%以上	4%以上

まちづくり条例改正原案に係るパブリック・コメント(意見提出手続)の結果公表

公表期間6月15日(火)まで

公表場所まちづくり推進課(市役所第2庁舎)、オープナー(同附属棟)、cocobunji市民サービスコーナー(cocobunji WEST5階)、国立駅前市民サービスコーナー(国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内)、各公民館・地域センター、恋ヶ窪・光図書館、本多図書館駅前分館、福祉センター、市HP [検索1025633](#) ※閉庁日、休館日にご注意ください

詳しくは市HPをご覧ください、お問い合わせください

●湧水源の観測区域を除き、国分寺崖線区域内において、40%以上の接道部緑化を行った場合、緑地・空地率の緩和を適用できることになりました

開発区域の面積	緑地・空地率	
	一般基準	緩和適用あり
1,000㎡未満	20%以上	16%以上
1,000㎡以上3,000㎡未満	25%以上	22%以上
3,000㎡以上	22%以上	20%以上

■駐車施設(別表第6)

●商業地域または近隣商業地域で、主として共同住宅等を建築する場合、自動車駐車場の必要台数を変更しました

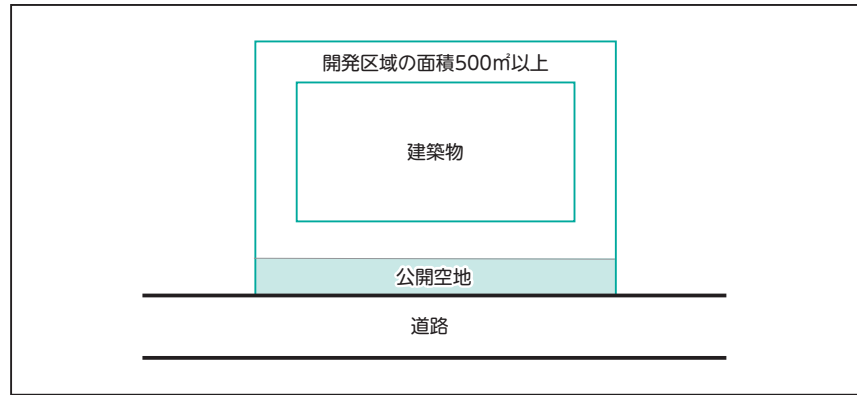
建築物の用途	改正前	改正後
ワンルーム建築物	戸数×6分の1以上	駐車施設計画書をもとに 市長が定めた台数
ワンルーム建築物以外	戸数×10分の3以上	

●寄宿舎における駐車施設の基準を新たに規定しました

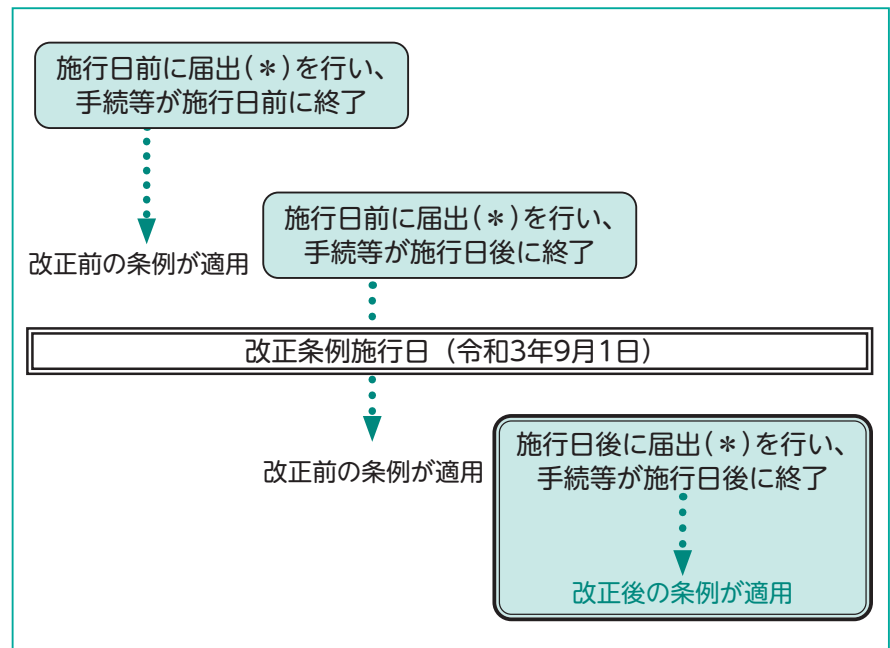
改正後		
自動車	自動二輪車	自転車
駐車施設計画書をもとに 市長が定めた台数	戸数×10分の1以上	戸数と同じ台数以上

■公開空地(別表第3の6の項)

●一戸建ての建築を除き、開発区域の面積が500(従前は1,000)㎡以上の開発事業を設置対象に変更しました。また、対象とならない開発事業においても、市長から公開空地の設置の協力を求めることができるように変更しました。この場合に公開空地を設置するときは、開発事業の整備基準の一部(敷地面積の最低限度や外壁の後退距離等)を緩和することを規定しました



新たな整備基準等の適用のタイミング



(*) 41条の規定による開発基本計画の届出

まちづくり条例

市役所への申し込み問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。